緑丘新聞

外號
發行所 小樽商科大學緑丘新聞會
小樽市緑町五丁目一番地
TEL 4950

抗議デモに参加しよう！

全學をあげて反對デモ
通達反對有志大會

自治廳通達撤回に關する學生大会が二十四日午前九時より開かれ、通達反對デモを二十八日決行する事が壓倒的多數を以て決定された大会は出席者二百六十三名のため、有志大会に變更されたが、議長に和田君（二年）が立ち、これまでの反對運動について經過を說明先ず學内署名に始つたこの運動が、その後校區署名運動に展開、二千四日現在で三千名の署名を聽取したと述べ、續いて各派代表の報告の後、討論に入り通達の法理論的解釋、政治的意圖を中心に通達の葬り去を追求し、四派の提出した「デモによる抗議」並に「學生自身の手で作つた議事人名簿を當局に提出しよう」の結果、殆んど全員に近い多數でこれを可決した。尙デモの際の當局の決議文は委員会に一任、又デモに關する細目についても委員会に一任された。

こうして一時間半にわたる大会は終つたが、委員会では更にこの有志大会の決議を全學的なものにする爲に二十六日より校門前で、有志大會の決議支持を求める署名運動を開始し、二日間で當百名を目とする支持を受けた結果、二十八日のデモ「抗議を『全學』によるデモ」として決行する事になつた

四千名を突破

二十一日以來、市内駅前、大圓橋角、ニュー銀座、花園公番屋で各派によつて行われているが、二十七日現在既に八千名を突破した

デモ・コースを決定

學生有志大会の決議にもとづき、二十八日委員会と各派協議会は二十八日デモについて協議、次の様を定めた。

デモ出發＝本部を出發、商大通りを真すぐ下り、第二大通り、小樽駅前を通り中央區に出り右廻、電氣館通りを進み丸井で第一大通りに下りゲームセンター前を花園交番に進み、花園通りを市役所に集合、市當局に抗議文、署、下宿人名簿の提出、シュプレヒコール市長への要請文の手交を行い更に花園公園に參集する。當日の行進隊として、議長團、執行部の旗、若者の旗が予定されている。

斗爭態勢の強化を
全學連指示第二號

全學連中央執行委員は十月十日、再通達に對する斗爭態勢の強化に關して次の様な斗爭指示二号を發した。一極田長官の言明は通達反對運動があたかも誤解から生じたかのような印象を一般に與え、運動を孤立化させようとしたものであつて、これを粉砕し、學生、一般市民、勞働者等に訴え積極的な斗爭を進める。二、十月二十四日までに署名運動の盛り上りの中に、始も通達問題は絶對に葬り去られることをうつたかの様に思われた。然し

解說

自治廳再通達

九月二十五日、廳内各局長から各地出張所長にあてた自乙発第六七七号には「通達は基準の一例にとゞまる……六日十八日附通達は……」とあり、學生の住所も一般識見人と同様にその生活の本據と認められるべき場所にあるとすべき」との通牒にもとづき、「通達の法的解釋が變り一應實上通達は骨抜きになつた様な感を與えた。然し通達の撤回、斗爭の強い反對學生の撤回、運動の盛り上りの前に、始も通達問題は絶對に葬り去られることをうつたかの様に思われた。然し

昭和二十一年五月來の學生の活動範圍が學内地にあるとする原則の撤廢を確認、生活本據の確認を明かにしている。更に「：地區にはあたかも專ら居住の住所如何んによつて住所の認定が行われるやに誤解している向きがきわめて多いと思われるので念のため重ねて通知する：念のため重ねて通知する：」と第一次通達の再强調に終始し、第一次、第二次通達の眞を貫く原則には何らの變りはない」

道内各大學の動き

北大では各學部別に二十三日學生大会を持ち、教授会の反對決議に對する學長の確答を得ること、當局の指名署名運動、二十八日のデモ參加の決議を行つた。又室蘭工大二十三日當局へ調査團返上を平牧近く行つたこの動きと對し、評議会では二十三日總務委を持ち、撤回の声が高まつている。二十四日には各學代表者の抗議大会がひらかれ、二十八日の大会代表者選出とデモへの力の結集を行つた

學藝大では、當局へ、下宿指定、室生によつて調査團返上、指導署名運動、北教組への脫刀要請、十月二十四日の學生大会、全道五名の大会代表選出が行われた

又旭川、岩見沢、釧路、函館の各分校ではこの外に北教組との結合が强く實米の折衝、地方選擧區の組織等が行われ非常に活潑化している。

藤女子短大ではあまり活潑ではないが、室の有志懇談会、調査團の返上、北大との合同署名運動を行つている。

アンケート

編集部では、先に開かれた有志大会の提唱により、現在学生の最大関心事となっている学生選挙権に関する自治庁通達について特に学内教授がどう考えて居られるか聞くアンケートを行った。以下はその回答である。

質問

一、自治庁通達をどう思われますか。
二、この撤回運動はどうあるべきだと思いますか。
三、貴方はどのような態度で臨まれますか。

（順序アイウエオ順）

学長　大野純一

一、私の立場としてお答出来ない。
二、どこまでも学生らしくそれぞれの筋を通した意志表示をした方がよい。直接運動に出るのは間違い。
三、一と同様、お答できない。

教授　岡本理一

一、学生の選挙権を実質的に認めないようなあの通達は、当局の真意がどこにあるのか、ちょっと理解に苦しむぐらいのルーズ振りである。
二、撤回されるまで運動（署名、陳情等）を続けるべきだが、それはあくまで学生諸君の手で自主的にやるのがよい。
三、通達は撤回してもらわねばならぬ。また学生の自主的な撤回運動には賛意を表する。

助教授　菅多了紹

一、自治庁は行政庁として、この国民固有の権利を結果的にも最大に尊重する具体的に妥当な技術を見出せないものであろうか。
二、一人一人の自主的判断のうえに立った運動であるべきだ。この問題の根源の解釈やおく説よりも、その経過における事実のみの報道を、もっと詳細に資料的に知れるようにされたい。
三、反対、住所認定については複数説を支持。

講師　坂井一郎

一、この通達によって寮、下宿等の学生が選挙を適正に行うことが大變困難になると思う。
二、外部よりの指示などによらず、学校独自の立場で正々堂々と輿論の喚起につとめることはよいと思うが、学生はあくまで自己の本分を忘れることなく行動しなくてはいけない。
三、自治庁、文部省等に改善方を要請する。

助教授　阪口伸六郎

一、あまりよい通達とは思われぬ。通達としては遺憾な点が多い。
二、撤回運動は筋を立て、堂々とやるがよい。
三、法文解釈においても、運営の面においても、色々の問題があると思う。当局の再考反省を待つ。

助教授　津久井佐喜男

一、原文を知悉しないが恐らくその精神は民主々義社会発展の理念に悖背するものと思います。
二、一般に集團行動が一つの効果を獲得する為には構成各員と集團決定との関聯性、特に其方向及び水準が重要な要因となりますから熟慮して頂きたい。署名運動も陳情に換算した行為として、それが終れば、後は放っておくというのでは無意味である。其他の運動様式においても全て同様でしょう。
三、今回の通達に現われた様な諸々の現象が、我々の周囲に近頃沢山顕現化されて来ているがそれを看破し得る能力と、何も見えない、或は見ようともしない[illegible]能力とが混在している。氷山の露出部を直視する能力を期待したい。

講師　長谷部亮一

一、この通達は、実質的に学生の選挙権を不当に圧迫することになるから、公明にして民主的な選挙が行われるためには、速かに撤回さるべきものと思う。
二、本学における有志の自主的な撤回運動が、多くの学内の支持を得て、次第に強力におし進められてきたことは、誠に結構なことと思っている。今後とも益々團結を固くし支持者を増大し、目的達成のために着実な前進を続けて欲しい。
三、私が今までにとった行為は、撤回要求に署名しただけにすぎないが、学生諸君がとっている撤回運動には、全面的に賛意を表する。

講師　酒林正夫

一、政治の問題を正面からとりあげないで、小手先細工を使ってくる日本の政治家のスケールの小ささを悲しみます。
二、無関心な学生を一人でも減すこと。直接関係のない人にとっても、今の日本の動向の一つの現われとしては重要な意味をもっています。学生の総力をあわせて抵抗すべきだと思います。
三、勇気と信頼とをもって通達の全面的撤回へのたゝかいを見守り励ましたいと思います。

助教授　鶴田利信談

一、この通達は非常にナンセンスである。世論の非難を受けながら政府は面目から取りさげ得ず、第二次通達を出したのだと思う。その政府の意図をくんで、下部機関は原案通りとり計るべきだ。
二、政府は実質的に撤回しているから、その事を当局に話して取りなしてもらう。当局が十分な理由なく、これを通そうとするなら、学長に話しに行っていただくなりして、こちらの意志を貫徹すべきだと思う。三、主観にどうあろうと教員組織の中にあるからにはもしバックアップするにも個々でなく、教員一致した線を出した方が良い。

教授　松尾正路

一、拝承制、職階制、大学管理法などと並べてゆけば自然に出てくる答がある。それは邪推だという人も知れないが、正当な邪推と言うものもある。
二、聡明に、勇果的に。
三、アンケートに答え、署名簿に記入しました。私は私の分においてはっきり意思表示をするでしょう。

われくは訴える

緑丘新聞会

塚田修正声名はごまかし以外の何ものでもなかった。九月三十日、鈴木自治庁次長は「趣旨は一次通達と何ら変ってはない塚田声名は知らぬ」と断言し更に追いかけ出された第二次通達は第一次通達の目的たる学生の選挙権の実質的剥奪の再確認であった。塚田声名及び第二次通達の一つのねらいは「…世間にはあたかも誤解している向きが極めて多いと思はれるので……」（第二次通達）からうかゞわれる様に、これまでの反対運動の大半が誤解から出ている印象を與え、運動を孤立化させ、この民主権利剥奪を押し通そうとしたものであることは間違いない。しかし政府は来る臨時国会には法案として提出し通達を合法化しようとしていることも明らかにされている。国民の基本的権利である選挙権はもっとも民主的、且つ便宜に行使できるようにするのが憲法の基本精神である。我々は此ことを強調しこの暴挙に断固反対する。通達に対する撤回斗争は修正声名、第二次通達の欺まん性を暴露しつゝ全国的撤回斗争に盛り上り情勢は我々に有利に進んでいる。①学生の統一行動の圧倒な発展 ②日教組、総評教授、知識人等も積極的に協力してくれた、世論をあげて反対している、③自治庁内部と地方選管の矛盾対立、このような情勢にあって我我のとるべき方向は一層の前進である。二十四日の学生有志大会は力強く、通達撤回二十八日抗議デモを絶対多数で決議更に全学生過半数のデモ支持署名をとった。大会での学生の言葉に「私は小樽に来て選挙権がある　しかし同じ机で学ぶ学友が選挙権を奪われようとするのを黙って見てはいられない、私はデモに参加する」、があった。この斗が吉田政府のファッショ政策に対する斗の一環と考える人であらうと、なかろうと、これが「民主的権利を守る」斗争として誰もが統一戦線に立てるものと確信する。我我の勝利への道は言うまでもなく全面的撤回であることを、各自が確認しよう。我我の中の一部ではあるが、塚田声名、第二通達により休戦を進めようとする傾向がある。それをいましめ再び我々の主張を示し誤くそれを知ってもらい自治庁の独裁暴挙、意志を統一して斗を始めよう。

一、自治庁通達を完全に粉砕しよう。
一、全学を挙げて二八抗議デモに参加しよう。